

神埼市立千代田中部小学校 いじめ防止対策基本方針

1 はじめに

教育の目的は、児童一人一人の人格の完成をめざし、個人として自立し、それぞれの個性を伸ばし、国家及び社会の形成者としての資質を育成することにある。

しかし、いじめを背景として児童生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生している。このことは極めて残念なことであり、深刻に受け止めなくてはならない。

いじめの問題が大きな社会的な問題となっている状況で、国においては、いじめ対策を総合的に推進し、児童生徒の権利利益の擁護並びにその健全な心身の成長、人格の完成に資することを目的として、いじめ防止対策推進基本法を策定し、国としての指針が示された。

このような国の動きを受けて、本校では、「いじめは、どの学校、どの学級、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができるいじめのない学校をつくるために、基本方針を策定した。

2 いじめ防止のための基本的な姿勢

- (1) 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気醸成する。
- (2) 児童、教職員の人権感覚を高める。
- (3) 児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における良好な人間関係を築く。
- (4) いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- (5) いじめ問題について保護者、地域、関係機関との連携を強化する。

3 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条参照）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童等に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、その対応にあたる。

4 いじめの未然防止～起こる前の手立て～

「いじめは、どの学校、どの学級、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、その未然防止に努める。

(1) 児童に対して

- ① 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員としての所属感を自覚できるような学級づくりを行う。また、学級や学校のルールなどの規範意識を身に付けさせる。
- ② わかる授業を行い、児童一人一人に基礎・基本の定着を図るとともに、学習の達成感・成就感を味わわせる。
- ③ 思いやりの心や生命の大切さ、偏見や差別を許さない心などを、道徳や学級活動、学校行事等の指導を通して育む。
- ④ 「いじめは決して許されるものではない」という認識を児童がもつように、学校全体の教育活動を通して繰り返し指導する。

- ⑤ いじめることだけでなく、いじめを見て見ぬふりをすることや、いじめをやめさせようとしなことが、いじめを助長することを理解させ、いじめを見たら先生や友達、保護者に知らせたりやめさせたりすることの大切さを指導する。その際、まわりの人に知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

(2) 教職員に対して

- ① 児童一人一人が自分の居場所を感じたり自分の存在を認められたりする学級経営に努め、児童との信頼関係を築く。
- ② 児童の考えが生かされたりお互いに考えを交流し合ったりする授業を行うことに努める。
- ③ 「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を、様々な活動の中で児童に示す。
- ④ 児童一人一人の変化に気づく鋭敏な感覚をもつとともに、児童や保護者からの訴えを親身になって聞く姿勢をもつ。
- ⑤ いじめの構造やいじめ問題への対応など、いじめに関する理解を深める。特に、自分自身の人権意識を磨き、自己の言動がいじめを誘発したり助長したりしないように努める。
- ⑥ いじめの早期発見・早期対応を図るために、教職員間の情報共有の機会を逸さないようにする。問題を一人で抱え込まず、管理職等への報告や学年組織、生徒指導担当、教育相談担当等の協力を求める意識をもつ。

(3) 保護者・地域に対して

- ① 児童の変化や児童が発するサインに気づいたら学校に連絡するように伝える。早期発見・早期対応の意識を高めるようにする。
- ② いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携が不可欠であることを、学校・学級・学年日より、学級懇談会、地区懇談会、学校評議員会等で伝え、理解と協力を依頼する。

5 いじめ防止対策に係る校内体制

- (1) 校内組織に「いじめ防止対策委員会」を設置する。構成は、校長、教頭、生徒指導主任、学級担任、スクールカウンセラーとする。
- (2) いじめに関する相談があった場合には、当該学年主任、指導教諭を加え、事実関係の把握、児童、保護者へのいじめ防止の指導等に関するを行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、学校の教職員が共有するようにする。
- (3) 校長は、いじめ事案の状況により、また、学校におけるいじめ防止対策の充実を図るため、必要に応じ「いじめ対策拡大委員会」を開催する。構成は、校長、教頭、PTA 役員、学校評議員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他必要とする者とする。

6 いじめの早期発見・早期対応

(1) 早期発見（「変化・サインに気づく」）

- ① 児童の人間関係に注意し、その変化をとらえる。例えば、視線、表情、言葉遣い、遊び、友人など、児童の言動に気を配り、変化を見逃さないように努める。
- ② 様子に変化が感じられる児童には、教師が積極的に声かけを行い、児童が置かれている状況を把握する。
- ③ 優部（生徒指導部）による悩みアンケート（別紙「月の心」毎月1回）、いじめアンケート（県調査 6月・11月）を実施し、児童の人間関係や学校生活等に関する悩みなどを児童や保護者

から収集し、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童・保護者との信頼関係を築く。

【学校におけるいじめサインの例】

- 急な体調不良
- 遅刻や早退の増加
- 学用品、教科書、体操服等の紛失
- 授業開始前の机、椅子、道具等の乱れ
- 学用品の破損、落書き
- 授業への遅参
- 保健室来室の増加
- 日頃交流がない児童との行動
- 特定児童の言動に対する皮肉や失笑、目配せの頻発
- 休み時間の単独行動
- 図工や家庭、書写等や休み時間後の衣服の過度な汚れ
- 突然のあだ名
- 特定児童からの忌避・逃避
- 特定児童の持ち物からの忌避
- 特定児童を意味する隠語の使用
- 仲がよいように見える一方的な肩組
- 特別教室への出入りや校内施設の死角となる場所での行動 等

(2) 相談体制「誰にでも」

- ① 困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ② いじめられている児童や保護者からの訴えには、真摯に向き合い、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童をいじめから守る姿勢を示しながら対応する。
- ③ いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ防止対策委員会で対応を協議し、全職員で情報を共有する。

(3) 家庭や地域との連携

家庭や地域で「いじめは許されない」という認識を広めるために、PTA 総会や地区懇談会等の会合で、いじめの問題など子どもたちの健全育成について話し合うように啓発していく。また、学校だよりや学年だよりなどで、いじめに係る学校の考えを周知していく。

【家庭におけるいじめサインの例】

- 登校しぶり
- 転校の希望
- 外出の回避
- 感情の起伏の顕著化
- 教師や友達への批判増加
- 隠し事の発覚
- 家庭でのお金の紛失
- 荒くなる金遣い
- 長時間の電話や過度に丁寧な対応
- 宿題忘れの増加
- 衣服の不必要な汚れ、破れ
- 体の傷やいたずらの痕跡
- 持ち物の乱れ
- 保護者来校の拒絶
- 過度なネットへの対応 等

【地域におけるいじめサインの例】

- 登下校中に特定児童が他の児童の荷物等を持たされている。
- 一人だけ離れて登下校している。
- 故意に遅れて登校している。
- 地域の公園や道路、空き地等に一人でボソソとしている。
- 公園や空き地で、一人の子を取り囲んで言い合ったり、こづいたりしている。
- コンビニや地区の商店等で、物品や飲食料をおごらされている。 等

(4) 職種別役割

① 学級担任等

- 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 休み時間・放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

② 生徒指導担当教員

- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。

③ 養護教諭

- 保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと様子が違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

④ 管理職

- 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

7 いじめに対する具体的な措置～早期かつ即時的&組織的対応～

(1) すばやい事実確認(「覚知」)(※いじめ防止対策推進法第23条参照)

- ① 教職員が気づいた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題をとらえる。
- ② 担任、現状目撃者等の情報受信者→担任や学年主任→教頭・指導教諭→校長のルートで情報や状況の概略を伝える。
- ③ 教頭により「いじめ防止対策委員会」を招集し、いじめが疑われる場合は役割を分担して「いじめ覚知報告・事実確認票」(別添)により事実確認を行うよう指示する。

【いじめ防止対策委員会】

(1) 構成員

- 校長 ○ 教頭 ○ 教務主任 ○ 学級担任 ○ 生徒指導主任 ○ スクールカウンセラー

(2) 資料

- いじめ発見報告・事実確認票 ○ 被害・加害児童家庭調査書

(3) 会議内容

- ① 事実確認

<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの状況(日時・場所・人数・態様 など) ○いじめの動機や背景 ○時系列での把握 ②被害児童と加害児童の言動、性格、かかわり、家庭環境等 ③これまでの問題行動等 ④本件について保護者、周辺児童、教職員が知っていること
<p>【被害児童への聞き取り】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 人権に配慮しながら事実関係を的確に把握し、被害児童の視点に立ち「味方」となって支える立場で接する。 <input type="checkbox"/> いじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、性急にならずに気持ちに寄り添って聞き取りを行う。 <p>【加害児童への聞き取り】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> いじめた内容を正確に話すように、いじめている時の気持ちにふれながら自ら話そうとする雰囲気をつくる。 <input type="checkbox"/> いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず、できるかぎり事実に基づいた聞き取りを行う。 <p>【周辺児童への聞き取り】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事実を確認する段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。 <input type="checkbox"/> 内容に矛盾がないかどうか、慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。

(2) 正確な事実確認(「認知」と組織的対応

- ① 「いじめ防止対策委員会」において、「いじめ覚知報告・事実確認票」(別添)の内容をもとに、事実確認と今後の対応を協議し、組織的な体制のもとでいじめ解消に努める。
- ② 「いじめ防止対策委員会」でいじめと「認知」した場合は、第1報後の状況を佐賀県学校教育課、東部教育事務所、神崎市教育委員会へ報告する。(県報告様式による認知報告:認知後1週間を目途に)

<p>【被害児童への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 被害児童を守るために、全教職員に事実関係を報告し、いじめ解決まで全教職員でサポートすることを伝える。 <input type="checkbox"/> 養護教諭や教育相談、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどと連携し、メンタルなケアを行い、自信や存在感をもたせるような場の提供を行う。 <input type="checkbox"/> 緊急避難的に欠席した場合は、学習を補償するためのプログラムを作成したり、家庭訪問を行ったりするなど、児童に安心感をもたせる。 <p>【加害児童への対応】</p>

- 行った行為やいじめの意図等について、中立の立場で冷静に確認する。
- いじている児童には「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじていることをやめさせる。喧嘩両成敗的な指導はしない。
- いじめることがどれだけ相手を傷つけ苦しめているか、相手の気持ちを理解させる指導を行う。また、いじめてしまう気持ちを聞き取り、該当児童の心の安定を図るように努める。
- きちんとした謝罪とその方法、今後の決意を明らかにさせる。
- 長所を意識させ、それを生かす生活の在り方や考え方について確認する。

【周辺児童への対応】

- 事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。
- いじめ被害者の気持ちを考えさせる。いじめの卑劣さを理解させる。
- はやしたてる行為、見て見ぬふりする行為もいじめであることを再認識させる。
- いじめを発見した場合の具体的な通報の仕方について再認識させる。
- いじめを止める、知らせる行為が正義に基づいた勇気ある行為であることを指導する。

【被害児保護者への対応】

- 保護者とは直接会って面談を行う。
- 保護者の立場や心情に十分に配慮し、いじめの事実について説明する。必要な場合は学校として謝罪する。
- 保護者の心配していることを明らかにし、再発防止、支援方針、今後の対応について、具体的対策を示し理解を得るよう努める。

【加害児保護者への対応】

- 保護者とは直接会って面談を行う。
- 確認した事実関係を正確に伝える。
- 学校と家庭の今後の対応・連携について、共通理解を得る。
- 謝罪について相談、確認を行う。

☆「聞き取り・対応記録票」（別添）により、時系列で記録をとる。また、複数の職員で対応することを原則とする。

- ③ いじめの事実が重大事態ではないものの学校外組織等との連携が必要と判断される場合など、事案の状況に応じて、校長はすみやかに「いじめ防止対策拡大委員会」を招集し、事実関係を説明するとともに対応策を講じる。

8 いじめの再発防止への取組

- (1) 被害児童の心身のケア、加害児童への指導、保護者を交えた謝罪の場の設定など、「7 いじめに対する具体的な措置～早期かつ即時的&組織的対応～」を適切に行う。
- (2) (1)の措置により一定の解決を図った後、3か月以上、経過観察を行う。その間、通常の生活に戻った状態を「解消に至った」と判断し、神崎市教育委員会に「いじめ解消」を報告する。(認知報告書の続報として)

9 ネットいじめへの対応

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

(2) 特殊性による危険性

- ① 匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- ② 掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ③ スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ④ 一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

(3) 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、指導を行う事が重要である。

- 児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話については必要以上に持たせないこと。また、ゲーム機の通信機能についても十分に検討すること。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを認識すること。
- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること
- 情報セキュリティーポリシーに係る学習会を児童と保護者に対して実施し、情報モラル教育を進める。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

(4) 早期発見・早期対応のためには

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、すみやかに神崎市教育委員会、神埼警察署、佐賀県警に通報し適切な支援を求める。

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

※学校非公式サイトでの削除も同様

〈指導のポイント〉

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

※ネット上のいじめへの対応についても、早期対応の取組が必要である。

※情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心をはらう必要がある。

10 いじめ重大事態発生時の対応

(1) いじめ重大事態とは

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 児童に精神的な疾患が発生した場合
- ③ 児童が身体に重大な障害を受けた場合
- ④ 児童が相当期間、学校を欠席することをよぎなくされている場合
- ⑤ 児童が金銭を奪われた場合

(2) 重大事態への対応

- ① 重大事態が発生した場合は、すみやかに神崎市教育委員会に報告する。
(不登校重大事態が疑われる場合は、佐賀県いじめ防止基本方針別紙2に基づき、対応する。)
- ② 神崎市教育委員会の指導のもと、弁護士、警察、PTA、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者のほか、第三者からなる「いじめ調査委員会」による調査を行う。
- ③ 重大事案が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対してアンケート調査を行い、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻

害されないように配慮する。

- ④ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校としての説明責任があることを自覚し、真摯に情報を報告する。その際、神崎市教育委員会の指導のもと、個人情報保護に関する法律を踏まえて提供する。

11 職員研修の実施

- (1) いじめ防止といじめ対応に係る研修の機会を、年間計画に位置づける。
- (2) 児童の道徳性や道徳的実践力の向上を図る授業や集会活動等を行うために研修の機会をもつ。
- (3) PTAとも連携し、親子講演会等の企画を工夫する。
- (4) 児童一人一人が認め合い、高め合えるような授業実践に職員同士で取り組む。
- (5) 教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施を行う。
- (6) 毎月、児童に関する連絡会を行い、気になる児童の様子について全職員が共通理解のもと指導にあたる方策について協議を行う。

12 教育委員会をはじめ関係機関との連携

- (1) いじめの事実を認知した場合は神崎市教育委員会への報告、重大事態発生が発生した場合は、法に即して神崎市教育委員会に指導・助言を求める。
- (2) 必要に応じ、警察、医師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士等との連携をすみやかに行う。
- (3) 地域全体で「いじめは許されない」という認識を広めるために、PTA組織、市内青少年健全育成会議、地区別懇談会、民生委員との情報交換会等の会合で、いじめの問題など子どもたちの健全育成について話し合うように啓発していく。

13 取組体制の点検及び評価

(1) 学校評価

学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意する。

(2) PDCAサイクル

いじめ防止の取組の実効性を高めるため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかどうかを、次のようにPDCAサイクルで点検・改善する。

- ① 「学校評価アンケート」を年間2回実施する。(7月、12月)
- ② いじめ防止対策拡大委員会を年間1～2回実施する。